

委員会室音響設備等更新工事とその対応について

行政部門別常任委員会の 6 室（201、202、301、302、501、502）及び議会運営委員会室（504）、特別委員会室（601）の計 8 室に対し、音響設備等更新工事を行います。

1 工事の概要

- （1）座席のマイクの交換
- （2）ワイヤレスマイク（2 本）の増設
- （3）委員席へのコンセント設置
- （4）天井カメラのデジタル化及び執行部席側カメラの増設

※504 議会運営委員会室及び 601 特別委員会室については、（1）及び（2）は平成 28 年度に対応済みのため、今回は（3）及び（4）のみ行いません。

※執行部席側のカメラを増設することにより、執行部の答弁の際も、発言者の映像を映し出すことが可能となります。

2 工事実施期間（予定）

- ・令和 6 年 8 月下旬～令和 7 年 2 月上旬

※令和 7 年定例会 2 月定例会月会議からすべての委員会室において新しい機器を使用できるよう、休会・閉会中に順次、工事・調整を行います。（緊急会議等に備え、部屋によって時期をずらしながら工事を行う予定です。）

3 その他

- ・工事実施期間中、騒音が発生する可能性がありますので、特別委員会等、会議が開催される場合は、できるだけ会議運営の支障とならないよう配慮を依頼します。
- ・工事実施期間は 2 月定例会月会議開始前までを予定していますが、契約期間は年度末を予定しており、必要があれば工事終了後も音響等の調整を行います。